

質問第百七号

新造船等に対する課税減免に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年五月六日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿參年五月拾日

## 新造船等に対する課税減免に関する質問主意書

四面海を以つて囲れている我國において再建日本の重要な原動力の一として海運の発展に期待する事は全國民の等しく痛感する所である。然るに政府においては一面海運の発展に援助施策を施行する反面、民間海運業者において海運の再建を計る可く復金其他の融資により苦心して建造せる新造船に対し高率の國税を課し、その上地方税においては評價價額の二割の課税と決定の由なるも現下の國狀よりしてこの課税は海運業者の新發展を蹶断し、業者を萎縮せしめ遂には、海運における外價收入の減少、外國支場運賃の増大等により經濟復興にも大なる影響を與える事と思う。現今海運、水産両面の國民經濟復興に與える力は大きなものがあり、之等に対し政府は援助助長し海運の増強を計るため、新造船等に対して特別の考慮を拂われ度い。政府の之等課税に対する具体的意見及対策の書面答弁を求む。